

特定就職困難者雇用開発 助成金のご案内

～高年齢者、母子家庭の母、障害者等の
就職困難者をハローワーク等の紹介により
継続して雇用する事業主への支援制度～



どんな助成金？

高年齢者、障害者等の就職困難者(対象となる要件については、別途定められています。)を継続して雇用する事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、当該者の雇用機会の増大を図ることを目的とした支援制度です。



どんな場合に支給されるの？

- 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 就職困難者に該当する求職者(雇入れ日現在65歳未満の者に限る)をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する従業員として雇用し、助成金支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であること。



助成金の支給額は？ ()内は中小企業に対する金額 ※は、短時間労働者を除く

対象労働者(一般被保険者)	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等 ※	50(90)万円	1年	第1期25(45)万円 第2期25(45)万円
身体・知的障害者 ※	50(135)万円	1年(1年6ヶ月)	第1期25(45)万円 第2期25(45)万円 第3期 (45)万円
重度障害者等(重度障害者、45歳以 上の障害者、精神障害者) ※	100(240)万円	1年6ヶ月(2年)	第1期33(60)万円 第2期33(60)万円 第3期34(60)万円 第4期 (60)万円
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等(短時間労働者)	30(60)万円	1年	第1期15(30)万円 第2期15(30)万円
障害者(短時間労働者)	30(90)万円	1年(1年6ヶ月)	第1期15(30)万円 第2期15(30)万円 第3期 (30)万円

【主な助成金一覧】

従業員を一時的に休業、出向させる方に・・・

- 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金

ビジネスを始める方に・・・

- 受給資格者創業支援助成金
- 高年齢者等共同就業機会創出助成金
- 中小企業基盤人材確保助成金（雇用能力開発機構）

新たに従業員を雇入れる方に・・・

- 建設業離職者雇用開発助成金
- 試行雇用（トライアル雇用）奨励金
- 特定求職者雇用開発助成金
- 派遣労働者雇用安定化特別
- 若年者等正規雇用化特別奨

高齢者・建設労働者の雇用を守るために

- 建設業新分野教育訓練助成
- 定年引上げ等奨励金



その他助成金についてもご相談下さい。

助成金申請は オフィス藤井 にお任せ下さい！

労務管理や経営理念の作成等による経営サポートも行っています。

「頑張る人の“夢”と“元気”をサポート」します。



株式会社 藤井事務所（中小企業診断士事務所）
オフィス藤井（社会保険労務士・行政書士事務所）

〒730-0032 広島市中区立町1番23号ごうぎん広島ビル5F
立町電停前で“東急ハNZ”の向かい
TEL：082-240-6501 FAX：082-240-6502
ホームページ：http://www.yumegenki.com/